

第七回国会 運輸委員會 會議録 第十六号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長代理理事 關谷 勝利君
理事 大西 禎夫君 理事 西村 利吉君
理事 前田 郁君 理事 米窪 満亮君
岡田 五郎君 尾崎 末吉君
尾関 義一君 土倉 宗明君
坪内 八郎君 満尾 君亮君
渡邊 良夫君 山崎 岩男君
上村 進君 林 百郎君

出席政府委員

運輸政務次官 原 健三郎君
運輸事務官 荒木茂久二君
(大臣官房長)

委員外の出席者

運輸事務局 四方田耕三君
(港務局長) 倉庫課長
専門員 岩村 勝君
専門員 堤 正威君

三月二十五日

委員林百郎君辞任につき、その補欠として加藤光君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員加藤光君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

倉庫業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇五号)

○關谷委員長代理 これより運輸委員

会を開会いたします。

委員長がお見えになりませんので、私が委員長職務を行います。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を行います。質疑の通告があります。これを許します。林百郎君。

○林(百)委員 今まで倉庫業法の質疑で明らかになりましたことは、将来これを全面的に改正するという建前になつておるのでありますが、ここでとりあえず改正するに至つた理由を簡潔にお聞きしたいと思つたのであります。

それについては、やはり関係方面の意向もあつたのかどうかということをお聞きしたいと思つたのであります。

○四方田説明員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。倉庫業法の改正につきましては、関係方面から特に指示があつたわけではございません。われわれの方で倉庫行政を實際預かつておりました、倉庫証券の発行許可会社のみ事業監督を行つて来たのであります。御承知のように政府物資が、倉庫の保管物資の大部分を占める状況でございます。倉庫証券を発行することになつて倉庫業を営む者が、終戦後急激にふえて来たのであります。この証券倉庫業者と、倉庫証券を発行しない会社との間に、非常にアン・バランスが生れて参りました。かた一方、関係方面のいろいろなことがありますので、われわれの方で指定生産資材の割当関係から、倉庫の需給関係あるいは船舶の出入関係の資料といたしまして

て、倉庫業の全国的な統計をたびたび要求するのでありますけれども、現在の法律ではそれが不可能なのであります。そこで差迫つて全国の倉庫業の現状を把握して、その上において倉庫行政というものが行われなければならないというおそれがありましたので、とりあえず本改正案になつたわけでありました。

○林(百)委員 簡潔でけっこうだと思つております。そうするとこのたびの倉庫業法の改正については、関係方面からサゼスチョンも、あるいはアドバイスというか、何か勧告のようなものも、全然なかつたというふうに考へていいかどうか。この点をお聞きしたいと思つたのであります。

○四方田説明員 関係方面から、この倉庫業法を改正しろというようなインシアチーブはとられなかつたのでありますけれども、われわれの方で、今回提出いたしました法案を関係筋に提出いたしましたところ、一部古い法律体系でございまして、現在の法律は昭和十年の法律でございまして、今の新憲法下の時代と大分合わないものがある。たとえば最も指摘されましたのは、現行の第九條でございまして、主務大臣がほとんどオールマイティーの権限を持つてゐる。この点は新憲法下の精神に合わないという意味から、改正案に出しましたところ、時代に合うような法律に直したらどうかという御忠告を受けました。おもな点はそれだけでございます。

○林(百)委員 突は本年度、二十五年の度見返り資金の産業投資として、倉庫業の十億投資をするという計画があるかどうか。その点についてお聞きします。

○四方田説明員 突は昨年まで復金融資というものがございまして、倉庫業の復興のために非常に有力な作用を行つていたのであります。御承知の通り昨年限り復金融資が打ち切られました。爾後設備資金の不足のために、われわれの方でいい倉庫をつくりたいというふうに考へても、設備資金の供給が絶えていたのであります。従つて見返り資金の供給があるというごとをわれわれは聞きまして、安本、大蔵省方面に大分折衝したのであります。倉庫業というものは相当有力者がやつてゐる関係から、自力でやつて行けるではないか。見返り資金を供給する必要がないではないかということから、見返り資金の供給は今のところ絶望であります。自力で復興しろということになつております。ただ三百万円以下の倉庫業には、中小企業の見返り資金から供給することになつております。それが、それ以外の会社は見込みなしというところになつております。

○林(百)委員 ですから、運輸省というところから、中小企業の融資の形——それはどういふ形でもいいのですが、結局倉庫業者へ見返り資金が導入されるということはあると思つたが、その点はどうですか。大体あれは

総計にして業者からは十億くらい申請をしておるといふふうに、われわれの資料にはあるのですが、その点はどうですか。

○四方田説明員 その資料は一応の倉庫業界の希望なのでございまして、安本の査定を受けまして、倉庫業には見返り資金を出す必要はなし、中小企業倉庫会社に対してのみ、一部融資を考へるといふことになつております。今まで見返り資金で中小企業へ出しましたのは、ほんの二百万円程度でありまして、ほかには出ておりません。

○林(百)委員 その次に、提案理由の説明書の中にあります第一には「主食、繊維等、貴重なる国民の財貨がいたずらに滅失、減耗しつつある状況」である。これは要するに輸入したものの物資の滞貨、あるいは輸出すべきものの滞貨、こういうような滞貨が非常にふえて来た。その保管が不十分なために、貴重な品物が傷つけられていくのだというふうにこれを解釈していいかどうか。

○四方田説明員 その点は自由経済機構でありまして、もつと早く倉庫の荷物が回転すると思はれるにもかかわらず、輸入貿易につきましても管理貿易でありまして、それから主食につきましても供出配給組織になつております。関係上、どうしてもこういう品物が倉庫に寝るといふ傾向が、現在のところ終戦以来強いのであります。しかし漸次この傾向は自由経済に移行するに従つて、倉庫に行く荷物は減つて行く

であろうと存じます。しかし現在の状況ではそういう重要な荷物が倉庫に寝ていることは事実であります。

○林(百)委員 たえばこの資料を見ましても、政府貨物のおもなる荷主別残高内訳が出ておりますが、このうち一番大きなのは食糧の四十五万トン、あとは繊維貿易公団二十七万トン、特別調達庁十五万トン、鋼工品貿易公団二十四万トンとありますが、これはほとんど八〇%を占めておると思うのであります。そうするとこのうちの食糧の四十五万トンというのは、おもに輸入食糧が中心になつておる。それから繊維貿易公団、特別調達庁、鋼工品貿易公団、これはおもに輸出向けの滞貨であると思つておる。そうすると大体政府及び公団貨物の在庫高、これが貨物のうちの非常に大きな部分を占めておるのでございしますが、これがほとんど輸入滞貨、輸出滞貨によつて占められておる。しかもこれはあなたの言うように減少するのではなくて、漸次むしろふえる傾向にある。だからこそ証券を発行しないような倉庫業者が出て来、十分な施設のない倉庫があるために、中にある在庫品が滅失、減耗される。それに対して何とか監督をしなければならぬという情勢になつておると思つたのですが、要するに輸入滞貨、輸出滞貨が漸次ふえて来ているのじやないか。そのためには設備の不十分な倉庫業者というよりなものがだん／＼に輸出して来る。これに対して政府の監督権はある程度強化しなければならぬ。とりあえずここで倉庫業法を改正するといふにわれ／＼は解釈しているのですが、その点は政府はどうい

うふうに考えているか。

○四方田説明員 ただいまの御指摘の点は、実はわれ／＼も判断に苦しんでいるところでありまして、実は今の食糧関係の荷物が多量なのは、輸入食糧もございまして、農産物から供出したし主たる主食を、全部営業倉庫に入れているという体形が終戦以来とられて来ておりました。それが輸入食糧が放出されまして、その見返りといったしまして、日本の国内産の主食が倉庫の中に凍結されるという関係がございまして、これは貿易と関係があると言いつたが、国内物資であります。それから特別調達庁関係、これは進駐軍関係の／＼な家具でありますとか、建築用資材、そういうふうなものを預かつておりました。これも貿易と関係はございせん。貿易と関係があるのは、今の繊維貿易、鋼工品貿易公団、こういうものであります。これは御承知のように公団が本年度末において解散をされました。また主食の供出制度につきましても、目下再検討されております。承つておりましたので、徐々的に昔の体形にかえるのではないかと存じますけれども、ここ当分は今御指摘のように、急激にその荷物が減るとは思えないのであります。たとい政府の手を離れまして、民間の業者に放出されることになりました。倉庫の荷物をそのまゝ引継ぐということになりませんので、その点は今後荷物がふえるものなりや、減るものなりやにつきましては、今後の経済情勢によつてかわつて行くのではないかと考えております。

○林(百)委員 われ／＼そこを少し聞きたいのでありますが、そういう倉庫の在庫品が、これから先は別としても、少くとも昨年度の後半期から今年にかけては減つておるのか、減つておるのか、倉庫に寝ておる期間が、回転率が短いのか、長いのか。そういう点をお聞きしたいと思つておる。そういう倉庫の中にあるものの動き、そういうことからやはり倉庫業の現状、将来の見通しがつく。それに基いて法律的措置が出て来ると思ふますから、倉庫の荷動きの状況、これを知りたい。

○四方田説明員 倉庫内に入つておる品物の増減、あるいは回転率の問題であります。最近の傾向は、価格においては少しずつ減つておるが、トン数はほんの少しふえておるといふ状況でございまして、インフレ時代には、たとえば貨物の価格というものが相当上昇したものであります。最近のデイス・インフレであります。デフレであります。倉庫に預かつておる品物の価格は減つておる。品物は減つていないで、むしろ少しふえておるが、今後の政府の施策によつては、これが相当変化があるのではないかと存じております。回転率につきましては、これは平均年四回といたつては平均でございまして、最近は一昨年十二月末までの数字しか出ておりませんけれども、回転率も今のところはむしろおそくなつておる。早くはなつていないといふ数字であります。

○林(百)委員 その次に提案理由の中に、もう一つの点であります。配船、特に外国貿易船の入出港を遅延し、積みおろしの滞滞を招来した例がありまふ。その前を讀みますと、「また主要な臨港地帯において、せつかく倉庫があまりましても坪数が少な過ぎたり、あるいは設備が劣悪であつたりいたしますために、云々」とあるのではありませんか。これは具体的にどういふことがあつたのか。この点を少し説明してもらいたいと思ひます。

○四方田説明員 一番適例といつたしましては、昭和二十二年にアメリカから輸入食糧が横浜港に入港いたしましたところ、優秀な倉庫は大体特殊需要の方に提供してしまつた。残つた倉庫は焼けてしまつたという関係から、船は入つたが、倉庫がないので、一時輸入小麦粉が野積みされたといふことから、現地の港務司令官から、早く倉庫を建てろという嚴重な指令が出まして、実は私どもの方であつて公共事業費をもつて国立倉庫を建て、その急場をしつたという例であります。そのほかには港に倉庫がないために、船が入つても荷物の積みおろしが遅れるという関係から、外国貿易船をこの港に入れるかという場合に、必ずわれ／＼の方から資料を提供いたしました。たとえば横浜、神戸のこの地区に空坪がどれだけ余つておるかといふことを、必ず貿易庁の方に連絡いたしました。配船の資料といたしてありますが、港の倉庫が完備していないと、やもすると配船の関係が遅れるという状態が起きます。最近倉庫が整備されて参りましたので、若干そういうことも少なくなつて参りましたが、近く輸入食糧あるいは輸入棉花が入るといふ話もありますので、倉庫の整備を重点的にはかななければならぬのではないかと存じます。

○林(百)委員 私が最初お聞きしたのはその点であつて、実は外国から輸入する物資の保管が、日本の倉庫の現状では設備も不十分だし、面積も少い。それが單に貿易ばかりでなくて、その他の物資であるとするれば、なおその点に重大な関心を持たなければならぬ。それで日本の国内産の物資の保管と同時に、外国貿易品のみならず、他の目的に供する物資の輸入、積込みという点からも、日本の倉庫が非常に不十分であり、面積が足りないといふことで、関係方面から日本の倉庫に関する何らかの指示があつたのではないかとわれ／＼は考えておるわけでありまふ。この提案理由の中には配船、ことに外国貿易船の入出港を遅延して、積みおろしの滞滞を招来した例がある。この際に関係方面からい／＼注意を受けたといふこと自体、やはり関係方面の意向もあつて、日本の倉庫行政について何らかの手を打たなければならぬ問題が起きたのではないかと考えるのですが、その点はどうか。

○關谷委員長代理 ちよつと速記をとめて懇談に入ります。

〔速記中止〕

○關谷委員長代理 それでは速記を始めてください。

○上村委員 林君の質問で盡きたと思ひますが、一点お伺ひいたします。私は倉庫業のしるうとでありまして、私度の改正は重点が無効業者というものを対象にして、無効業者をなくするようになつて取締つて行こうといふことにあると思つたのですが、今までたくさん無効業者が営業しておるのです。それで倉庫業の全体としての運営が行き詰まるとか、あるいは養護するとかい

うことになるのではないかと思うのですが、結局小さな倉庫は無効券でやうて行こう。つまり中小的な倉庫は無効券でやることによつて、大きな独占的な倉庫業者との競争に耐えて、そしてそれがきつめて中小業の保護になる。それが全体として、現在設備の足りないところもそういう関係で補つて行つた方が、むしろいいのじやないかと思ふのですが、それらの点をいいて無効券者に集中して行かなければならぬといふことの根拠を、もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○四方田説明員 ただいまの御質問は、実は誤解があるのではないかと存するであります。現在の倉庫業は倉庫証券を発行する会社だけを対象としてきてゐるのでありますが、先ほどから申しましたごとく、倉庫証券を発行する会社だけを法律の対象としておつたのでは、倉庫行政というものは科学的に行われないという立場から、倉庫証券の発行を伴えない倉庫業者も、法律の対象にしようというわけでありまして、倉庫業全般を倉庫業法の対象とするという点でありまして、決して倉庫業者を許可制にするとかいふ関係ではございませんので、倉庫業の実態をまず法律上明らかにし、倉庫証券の発行を行う会社は今まで通りでありまして、全然変動はございません。その点御了解願ひたいと思ひます。

○岡谷委員長代理 他に質疑はありますか。——なければこれをもつて質疑を終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡谷委員長代理 御異議なしと認めます。

よつてこれより討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。林百郎君。

○林(百)委員 私は本倉庫業法案について、左の三点から反対するものであります。

一つは、この改正が結局日本の国の貿易が、外国からの押しつけ的な強行の輸入、日本の国の飢饉輸出、いわゆるソーシャル・ダンピング、この二つの柱でできておつた日本の貿易が、大體不可能になつて来た。そのために非常な大きな滞貨が日本の国内に充満して来た。従つてこれは日本の国の経済を十分発展させることによつて、むしろ滞貨を一掃することに努力すべきであるにもかかわらず、倉庫業法を改正して、この倉庫の中に品物を入れて、強行に飢饉輸出の貿易の不可能を一時糊塗しようといふやうなものであつて、これは決して日本の産業を発展させるための施策でないものである。しかも問題になることは、今言つたように滞貨の処理をするためであるといふことと、一つは倉庫を整備しまして、この中に入れる物資には戦略的な物資が相当多い。従つてこのたびの倉庫業法の改正は、この滞貨の処理と戦略物資の貯蔵という二つの線から、日本の国全体がむしろアジアにおける滞貨の処理と、戦略物資の倉庫にならうとしておるのでありますが、その一環としてなされておる。要するに反対理由の第一点は、この倉庫業法の改正が滞貨の処理、戦略物資の処理、貯蔵のためのものであつて、日本の国の発展のため

に意図されるのではないといふことが第一。

それから第二としては、こういう方向へ行きますから、日本の平和的な産業の発展、それから日本の平和的な産業の物資の円滑なる流通、経済の発展に寄與するものでないといふこと、平和産業の無制限拡大といふ、あのポツダム宣言によつて日本の国に許されておる産業の発展のためになされるものでないといふこと、この二つの点。

さらに第三として、この二つの点。日本の国全体が外国の押しつけ輸入の物資貯蔵所あるいは外国の戦略物資の貯蔵所にならうとするからこそ、この貯蔵するための施設に対して、政府が何らかの手を打たなければならぬ。その手を打つために政府が倉庫業を一手に統制把握して、むしろ倉庫業の国家的な統制と監督を強化しようといふことがもくろまれておるのであります。しかも政府の倉庫業に対する統制の強化、あるいは監督の強化というふうなもの、またたく外国からの押しつけ輸入の物資、あるいはソーシャル・ダンピングするものの滞貨処理、貯蔵のためであるといふのであります。

以上三点、すなわち第一にはただいま申しましたように滞貨の処理、戦略物資の処理貯蔵のためであるといふこと、第二にこのことが平和産業の発展のために、平和産業の物品の流通、経済の発展のためでないといふこと、第三として押しつけ輸入とソーシャル・ダンピングあるいは戦略的な物資の貯蔵をまず促進するために、政府の統制あるいは監督を強化しておる。この三つの点から言ひまして、われわれとしてはこのたびのこうした倉庫業法の改正については、賛意を表することができないのであります。以上の三点をもつて反対の理由とするのであります。

○岡谷委員長代理 岡田五郎君。

○岡田(五)委員 私は自由党を代表いたしまして、倉庫業法の一部改正法律案に賛成の意見を申し上げたいと思ひます。

御承知のように現在の倉庫業法は昭和十年に制定せられて、以後一度も改正を見ていないのであります。しかもその当時の倉庫は全部発券倉庫業者、倉庫業といへばほとんど発券倉庫でありまして、倉庫事業の重要性は、この倉庫業法によつて十分監督指導を受けておつたのであります。終戦後群小倉庫が発生いたしまして、ややもすると倉庫事業の重要使命を非常に阻害し、これを害しておつた点が現実に見受けられておるのであります。申すまでもなく倉庫業は運輸交通の一環に在りまして、また生産と消費の間の重要な経済機関であります。しかも他人のために善良に貨物を保管し、先ほど申し上げましたような社会的な、国家的な、公益的な使命を十分果たさなければならぬにかかわりませう、非発券倉庫、これが戦後発生する群小倉庫不完全倉庫に対する監督指導の方法がなかつたのであります。われわれとしては一日も早くこれら公益的倉庫事業の監督指導を要望いたしてやまなかつたのであります。このたび政府におきまして倉庫業法一部改正によりまして、これら群小不完全倉庫の指導監督をさせることにつきましては、われわれは満腔の賛意を表するのであります。

○岡谷委員長代理 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより倉庫業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡谷委員長代理 起立多数。よつて本案は原案通り可決するに決しました。

なおお諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡谷委員長代理 御異議なしと認めます。さうとてはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

〔参考〕

倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月十七日印刷

昭和二十五年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所